

産前産後期間相当分（4ヶ月分）の国民健康保険税が減額されます！

対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方が対象です。
妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます）
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

国民健康保険税の免除方法

- その年度に納める国民健康保険税の所得割額と均等割額から、**出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が減額されます。**

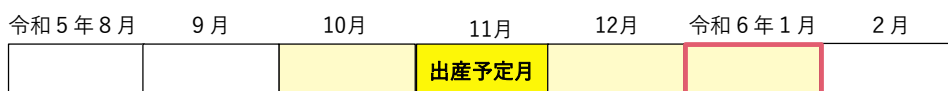


※産前産後期間相当分の所得割額と均等割額が年税額から減額されます。産前産後期間の国民健康保険税が0円になるとは限りません。

※国民健康保険税の賦課限度額に達している世帯が免除措置を適用して再計算しても賦課限度額に達している場合は、賦課される保険税額が変わらない場合もあります。

※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3ヶ月前から6ヶ月相当分が減額されます。

- 令和5年度においては、**産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、国民健康保険税が減額されます。**



※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の国民健康保険税が減額されます。令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。

■ …対象期間

届出に必要な書類

- ① 産前産後期間に係る国民健康保険税軽減届出書（各総合支所・税務課窓口を設置）
 - ② 母子健康手帳など
- ※出産後に届出を行う場合、親子関係を明らかにする書類が必要です。

届出先・問合せ先

- 各総合支所 市民課窓口
 - 登米市 総務部 税務課 国民健康保険税係
- 〒987-0595 登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1 TEL：0220-22-2163



産前産後期間の軽減の届出をされた方へ

届出の翌月に世帯主様あてに税額の更正通知書を送付します

- 届出を提出された翌月中旬に**世帯主様あて更正通知書を送付**します。
それまでは変更となる前の税額で納付いただき、納め過ぎとなった場合は、**更正通知書送付後に還付金に関する通知書を送付**します。

※国民健康保険税の納税義務者は、世帯主と定められています。(地方税法第703条の4)

税額の変更のしくみ

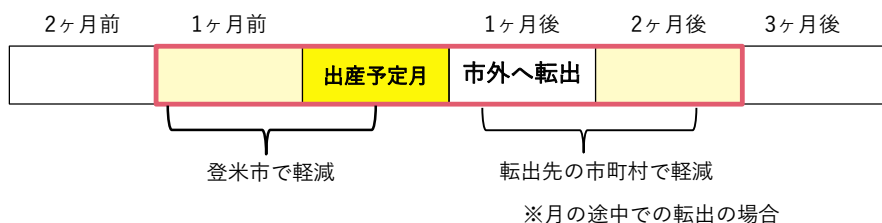
- 軽減期間にかかる国民健康保険税は、原則、**届出月の翌月の期別から変更**となります。
産前産後期間に納期限の来る期別が**全て軽減**されるわけではありません。
- 国民健康保険税は、**納期1期分＝加入期間1か月分ではないため、再計算されるまでは税額が確定しません**。届出をした月の納期限分までは、お手元の納付書でお納めください。
- 低所得者軽減や離職軽減等の軽減を受けている場合は、軽減後の税額を対象として軽減します。

2月・3月の年度末に出産予定または出産された方

- 軽減は年度ごとに計算します。**産前産後期間が年度をまたぐ場合、翌年7月中旬頃に送付します第2期分以降の課税通知書に軽減を反映させて通知**します。5月中旬に送付します第1期分暫定通知書は、前年度の軽減前の税額を1/9した税額を通知します。
※再度の届出は不要です。

産前産後期間に転入、転出された方へ

- 軽減届出書提出後、軽減対象の産前産後期間中に本市から他市町村へ転出される場合は、新しい住所地で、新たに届出書の提出が必要です。



その他

- 令和5年10月以前に出産した方は対象となりません。
- 出産被保険者と同一世帯に所属する他の被保険者の保険料は軽減されません。
- 勤務先の健康保険、または厚生年金等に加入中の方は今回の対象ではありません。